

第5回（仮称）大和郡山市放課後児童クラブ運営協議会設立説明会 議事録

○開催日時

令和3年6月24日（木）午後7時～

○開催場所

片桐地区公民館 研修室1・2

○出席者

9 学童保育所	23 名
大和郡山市学童保育連絡協議会（以下「市連協」という。）会長	1 名
子育て支援課	3 名

○次第

1. 開 会
2. 自己紹介
3. 大和郡山市放課後児童クラブ設置・運営指針の作成について
「総則（開所時間、利用料等）（案）」の修正及び意見について
4. 県内他市の支援員等の勤務時間等と国の放課後児童健全育成事業実施要綱の説明について
5. 「総則（入所、施設、支援員・補助員、保護者に関すること）（案）」の意見及び質疑応答
6. 「総則（クラブの育成支援、障害のある児童、防災及び防犯対策、要望及び苦情対応、支援員等の研修）（案）」の説明について
7. 今回の議事録等の公表及び次回の進め方について
8. 閉会

○議事

1. 開 会 略

2. 自己紹介

市 : 本日は遅くにお集まりいただきありがとうございます。
第5回目となりました本説明会にて総則の最後まで説明させていただき、次回の説明会で全体的なまとめになると考えています。今回も忌憚のないご意見をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

略

3. 大和郡山市放課後児童クラブ設置・運営指針の作成について

「総則（開所時間、利用料等）（案）」の修正及び意見について

市 : 「総則（開所時間、利用料等）（案）」について、第3回目の説明会以降、様々なご意見をいただき、反映させたもの、次第3.「総則（開所時間、利用料等）」修正と書かれた資料になります。

「総則（開所時間、利用料等）」の当初から変更した点は、スライド及び資料「当初案と変更案の比較表」をご覧ください。

利用時間について、変更が3点あります。1つ目の変更点は、午前7時30分から午前8時30分までの時間で設定していた早朝利用の廃止です。2つ目の変更点は、早朝利用の廃止に伴い、通常の開所時間を午前8時30分から午前8時に早めた点です。3つ目の変更点は、冬の期間に日が落ちるのが早く、各クラブで児童の通学距離が遠い、帰る際に児童が1人になるなどといった特有の事情があることから、冬は各クラブの状況に応じて、退所時間を早められるよう検討できるという文言を追加しています。

続きまして、利用料金について変更が3点あります。1つ目の変更点は、土曜日の利用に料金設定をした方がいいという意見があり、土曜日利用は1回につき500円を徴収することとした点です。2つ目の変更点は、早朝利用を廃止することに伴う早朝料金の廃止です。3つ目の変更点は、クラブを休所することになった場合、1日もクラブを利用しない月でも利用料を全額徴収としていましたが、利用料の半額を徴収することにしたことです。

最後に、緊急の場合の対応について変更が2点あります。1つ目は、インフルエンザ感染症等の発生におけるクラブの対応について、クラブの対応を小学校に準じる対応とするよう詳細を記述しています。2つ目は、警報や地震の場合についても小学校に準じる対応とするよう詳細を記述しています。

以上が「総則（開所時間、利用料等）」の当初から変更した点です。

ご意見等がなければ、これで決定させていただきます。いかがでしょうか。

参加者A : 緊急の場合の対応にある警報や地震の場合について、小学校では午前7時時点で警報が発令されていれば、休校となります。本総則には午前7時から登所までに発令した場合とい

う規定があるが、これは午前 7 時以降に発令した場合でも休校ということですか。

市 : 小学校の場合は、午前 7 時から午前 8 時 30 分までの間に警報が発令されていても小学校は休校となるので、それと同じく、午前 7 時以降に警報が発令された場合もクラブは休所とするという意味です。

参加者 A : 解除についての規定がありませんが、例えば午前 7 時時点では警報が発令されていたが、登所前までに解除された場合、本総則の規定では保護者はどのように対応すればいいのか分からないと思います。また、登所前というのが決まった時間でないと対応に支障が出ると思います。

市 : クラブでは、警報が発令された場合こういった対応をされているのでしょうか。

参加者 A : 長期休暇の場合、午前 7 時時点で警報が発令されていれば、全日休所としています。

市 : 本総則についても同様の考え方をとりたいと考えております。

参加者 B : 人によっては家を出る時間が異なるので、登所前という曖昧な規定ではなく、いつ時点で警報が発令されていれば、休所になるという基準の時間を定める必要があると考えます。保護者が判断する基準がなければ、登所したもののクラブが休所しているということがあり得ると思います。

市 : 午前 7 時以降に警報が発令された場合、クラブは現在どのような取り扱いをされているのでしょうか。

参加者 A : 午前 7 時以降に警報が発令された場合も休所として取り扱います。

また保護者の判断が難しいのは、午前 7 時時点は警報が発令されていたが、途中で解除された場合です。私たちのクラブでは、午前 7 時時点で警報が発令されていたなら、開所時間前に警報が解除されたとしても休所としています。

もし開所時間前までに解除された場合、クラブに行くことができるとなれば、困ると思います。何時時点で警報が発令されていれば休所するか判断する時間を定めていただきたいです。登所前という規定を設けるならば具体的な時間が必要だと思います。

警報が発令された時点でクラブを休所するならば、解除の時間について規定してもいいのではないのでしょうか。

開所時間中に警報が発令されれば、児童をクラブから降所させていきますが、警報が解除された場合の対応について問い合わせが現在大変多いので、規定してほしいと思います。警報が解除された場合の規定がないと、午前 7 時時点では警報が発令されていたとしても、警報が解除された場合の対応は、現在の総則では分からないと思います。登所前が午前 8 時を指すのであれば、午前 8 時としたほうがいいと思います。

市 : 本総則の規定では、開所時間である午前 8 時までに解除された場合であっても、クラブは休所するものと想定して作成いたしました。午前 8 時以降に警報が発令された場合もクラブは休所となるので、その後に警報が解除されたとしてもクラブは休所で、児童は順次降所していただくものと考えています。

参加者 A : 小学校は警報時の対応についてこういった書き方をしていなかったと思います。午前 7 時時点で警報が発令されていれば、休校ですと書かれていたと思います。

学校に準ずる対応とするのであれば、書き方も合わせて規定したほうがいいのではないか

と思います。

市 : 学校に準ずる書き方に合わせます。
午前 7 時までには警報が発令された場合は休所、クラブ利用中であった場合はクラブにて待機し、順次降所する。休所決定後は、いつ時点で警報が解除されたとしても変わらないとさせていただきます。

参加者 C : 午前 7 時から午前 8 時までには警報が発令された場合の説明について、午前 8 時からクラブが開所ということは、それまでに児童はクラブに向けて出発することになるので、保護者がクラブに児童を登所させるか判断するのに基準の時間が重要だと考えます。
また、その判断を早くするために私たちのクラブでは、午前 7 時時点で警報が発令されているので休所しますと保護者に一斉メールを送っています。休所かどうかを判断する基準時間はいつになるのでしょうか。

市 : 午前 7 時時点です。
午前 7 時時点で警報が発令されていれば休所、以降に発令された場合で、児童がクラブに登所していた場合は順次降所とさせていただきます。

市 : 他にご意見等はございませんか。
質問なし

市 : それでは、次第 4「県内他市の支援員等の勤務時間等と国の放課後児童健全育成事業実施要綱」の説明を行います。
まず、国の放課後児童健全育成事業実施要綱の最新版です。重要な部分にマーカーをしていますので、また見ていただければと思います。
次に県内他市の支援員等の勤務時間等についてです。
今回、奈良市、大和高田市、天理市、橿原市、桜井市、生駒市、香芝市について調査しまとめています。雇用形態については、桜井市と香芝市を除いた 5 市が月給制と時給制を導入しており、桜井市と香芝市が時給制のみです。時給制のみなのは、民間企業への指定管理を行っている市となっています。天理市も指定管理をしていますが、指定管理先は天理市学童保育連絡協議会となっております。
月給制を導入している市の初任給は、平均値で 150,462 円、中央値で 150,000 円となっています。
時給制で支援員資格を持っている方の初任給は、平均値で 970 円、中央値で 950 円となっています。支援員資格を持っていない方の初任給は、平均値で 910 円、中央値で 900 円となっています。以上が簡単になりますが、近隣他市の状況です。

市 : 続きまして、次第5「総則（入所、施設、支援員・補助員、保護者に関すること）（案）」の意見及び質疑応答に移ります。前回説明させていただきました総則（入所、施設、支援員・補助員、保護者に関すること）について、ご意見等をいただきたいと思います。

参加者D : 2ページ目の入所の手続きについて、年度途中からの入所申込受付が、入所希望日の5日前までとなっています。入所を希望して書類を提出すれば、5日後には入所できるということでしょうか。

私たちのクラブでは入所を希望する2ヶ月前の25日までに出さないとならないとしています。クラブが受入準備にそれだけの日数を要しているためです。

入所希望日の直近に入所申込書を持ってこられた場合、そこから就労証明書等の書類を揃えていただくのに時間がかかります。入所希望日の5日前というのは、クラブを利用したいという意思を示したときからなのか、書類を提出した時からなのかどちらですか。

市 : 入所希望日の5日前というのは、クラブ入所の申込書受付なので、申込書等を揃えて提出いただいたときからです。書類提出が入所希望日の5日前まででは、短すぎるということですが、他のクラブではどのようにされていますか。

参加者A : 私たちのクラブは、入所希望日の1週間程前までです。クラブを利用したいという意思があって、面接を経て、利用したいという意思を最大限尊重できるようにしています。

参加者D : 入所したいという意思表示をしたときというわけではなくて、書類がすべて揃ったときなのですか。

市 : そのとおりです。
申込に必要なすべての書類を揃えて提出するのが、利用開始希望日の5日前までということです。

参加者D : いつから入所できるかと相手に通知するのは、申込書を提出した時点から5日後ということですか。

市 : 希望日の5日前までにと書いていますので、希望日が5日後であれば、その日までに通知することになります。

早めに申し込んでいただいた方には、できるだけ早く入所の諾否について通知いたします。5日前が早ければ、期間を長くすることもできますが、いかがでしょうか。

意見なし

市 : それでは年度途中の申込は希望日の5日前までといたします。

参加者E : 入所して、退所して、再度入所するということはできますか。

市 : 事情にもよりますが、できると考えています。

参加者E : それならば、夏休みの間だけ入所して、夏休みが終わったら退所して、次の長期休暇で再度入所するということができてしまいませんか。

市 : それについては、以前からご意見いただいております、長期休暇のみの利用については現時点で控えていただくことになっています。もし、長期休暇のみの利用を目的とする場合は、申込の時点でクラブの利用をご遠慮いただくことになります。

参加者 E : 再入所の申込にあたり親の介護等で筋の通った説明があれば、再入所できるということですか。

市 : 可能だと考えられます。

参加者 B : 現在、クラブの入所にあたり面談をされているということですが、本総則は運営協議会移行後も面談することを規定していると考えていいのでしょうか。

市 : 本総則に面談の規定はありません。しかし、クラブが児童を受け入れるにあたり、支援員と保護者で話されるのが通常であると考えます。

参加者 B : 5 日前というのは書類の提出だけではなく、面談も含めるのでしょうか。

市 : 状況によって面談は、入所決定後になることもありえると思います。

参加者 B : 面談は、入所の諾否決定前に行う必要があると考えます。

障害のある児童などは、申請先のクラブが受け入れられるか検討したうえで、入所の諾否を決定する必要があると考えられるからです。

市 : 書類を提出いただく際に、支援員と面談が可能ではないかと考えています。

参加者 B : それも含めて 5 日前ということですか。

市 : 現在は、そのように考えています。もしその日程で行うことが難しいのであれば、期間を長くすることもできます。

参加者 B : そこは臨機応変に対応できるという解釈でいいですか。

市 : 事情によると思います。特別な事情等は、ケースバイケースで対応することになると思いますが、なし崩し的に本来入所できない方が、入所されることは避けていただかなければならないです。現在、クラブで事情に応じた対応をいただいていると思いますが、運営協議会移行後は、基本的には総則のとおり運営されます。

参加者 A : 支援員の区分について、3 パターンあると思いますが、運営協議会に加入する場合、必ず正規支援員を配置しなければならないですか。

市 : 必ずしもということではなく、目標として定めています。現在市内クラブに所属する支援員の多くが、時間給で勤務されていますが、月給で働ける規定を作ってクラブ 1 か所につき 1 人を正規支援員として配置したいと考えています。

参加者 A : 正規支援員をクラブ 1 か所につき 1 人ということは、1 つの小学校区に〇〇第 2 学童保育所のように 2 以上の支援単位がある場合、2 人以上の正規支援員を配置しなければなりませんか。

市 : いいえ、小学校区に 1 人と考えています。クラブごとに正規支援員を配置できれば、クラブをまとめていただくことができると考えています。

参加者 A : 保護者の役割について、単位クラブごとに保護者会を設けるとあります。単位クラブというのは 2 以上の支援単位がある場合、2 以上の支援単位ごとに保護者会を設ける必要がありますか。

市 : それぞれの支援単位ごと、つまり、〇〇第 1 学童保育所、〇〇第 2 学童保育所ごとに設ける

必要があります。補助金の申請は、支援単位ごとに行われるためです。保護者会の構成については、現在を踏襲することになると想定しています。

参加者 A : 単位クラブというと、〇〇第1学童保育所、〇〇第2学童保育所といった支援単位ごとであって、〇〇クラブというのは同じ小学校区のクラブ全てと考えていいということですか。

市 : そのとおりです。
ほかに質問はございませんか。

質問等なし

市 : 続きまして、次第6「総則（クラブの育成支援、障害のある児童、防災及び防犯対策、要望及び苦情対応、支援員等の研修）（案）」です。
資料の内容に基づき説明を行う。

市 : ご質問等はございますか。

参加者 A : 避難訓練について、年何回程度を想定していますか。

市 : 目標としては年2回ですが、状況に応じて年1回でも可能であると考えています。

参加者 A : 要望及び苦情対応について、要望及び苦情受付窓口の設置とありますが、これはクラブごとに窓口を設置しなければなりませんか。

市 : 運営協議会及びクラブで設置していただくことを想定しています。

参加者 A : 窓口の設置とはどういったことをするのでしょうか。

市 : 要望及び苦情をどこに言えばいいのかをわかるようにしていただきたいと考えています。
〇〇学童保育所への要望及び苦情はどこに言えばいいのか、運営協議会への要望及び苦情はどこに言えばいいのかを明らかにして、要望及び苦情を受け付けられる体制を整えたいと考えています。クラブ等に要望及び苦情の対応に専属する窓口を設置することは、想定していません。

参加者 B : 苦情の窓口は、運営協議会がすべて請け負うというように聞いていたと思います。

市 : 苦情及び要望の窓口として、クラブにも運営協議会にも言ってもらえる体制を整えたいと考えています。

参加者 B : クラブの窓口は、支援員を想定しているのですか。

市 : そのとおりです。

参加者 B : 今までの説明では苦情処理も保護者の負担なので、運営協議会が請け負うものと想定していましたが、違うのですか。

市 : 日常の児童へ支援については、運営協議会で個別にすべてを把握するものは困難であると思います。日常の支援は、現在も支援員の方が力を発揮していただいているので、支援内容等については、クラブに聞いていただくのが望ましいと考えています。
また、事務的なことや統一的なことについては運営協議会で行えると考えています。

参加者B : 保護者が窓口になることはないということですか。
市 : そのように考えています。
軽い苦情はクラブに聞いていただいて、重要なものについて運営協議会で対応することを想定しています。
現在でも保護者から支援員に相談いただいていることもあると思います。運営協議会ではなく、クラブですぐに対応できる場合もありますので、窓口としては運営協議会だけではなく、クラブもと考えています。

参加者C : 苦情の責任者は運営協議会という認識でよろしいですか。

市 : そのように想定しています。

参加者C : 当事者同士で解決できないことは、現在、保護者会の代表者等を介していることも、今後は運営協議会が対応することになるのでしょうか。

市 : 内容によりますが、そのように想定しています。

参加者A : 運営協議会の職員に支援員が入ることを想定していますか。

市 : 想定しています。

また、支援員の方だけでなく事務を行える職員も雇用できるようにしたいと考えています。運営協議会での勤務をしていただく支援員は一部であって、全ての支援員が運営協議会で勤務するわけではありません。

参加者A : 運営協議会には加入しているが、運営協議会で勤務する支援員がいないクラブでトラブル等が生じた場合、運営協議会で勤務する支援員に調整に入っていただけるのでしょうか。

市 : そのように想定しています。また、調整に入るのは支援員に限らず、運営協議会の構成員で調整にあたることになると想定しています。

ほかにご質問はありませんか

質問等なし

市 : それでは、各クラブで今回説明した部分についてご意見を取りまとめていただき、次回決定していきます。

市 : 次に運営協議会移行後の支援員等の給料について説明させていただきます。

正規支援員、非正規支援員、補助員の給料等は別紙のとおりです。

また給料モデルが次のページに記載されています。本資料は非正規支援員を例としていますが、補助員についても同様の考え方になります。

支援員資格をお持ちで運営協議会移行後も時間給で勤務する場合、現在の時給が 1,000 円未満の方は 1,000 円に引き上げ、すでに 1,000 円以上の方は上限である 1,100 円まではそのままの金額で移行できるように考えています。

参加者F : 補助員の方も同様の考え方ですか。

市 : そのとおりです。

参加者B : 時給勤務の場合、勤務時間に制限はないのでしょうか。勤務時間が長ければ、社会保険に加

入する必要が生じると思います。

市 : 労働基準法などの関係法令がありますので、それに準ずることになります。

参加者B : 今後、詳しい勤務規定のようなものを作っていくということですか。

市 : そのように考えています。

参加者G : 正規支援員の勤務時間が授業のある平日では、勤務時間が 10 時 30 分から 17 時 30 分までとなっています。延長利用等を実施している保護者から支援員へ相談したいこともあると思います。そういった場合は、責任がある正規支援員が対応するのが望ましいと思うので、勤務時間をフレキシブルに動かすこともできるのですか。

市 : 授業のある平日の勤務時間は、基本的に 10 時 30 分から 17 時 30 分までですが、お見込みのケースであれば、残業等での対応も可能であると考えます。

参加者G : 利用料は下がるが、支援員の給料は上がることになりますが、運営は可能なのでしょうか。

市 : 本資料は現在まで協議してきた利用料を反映して、皆様から毎年ご提出いただている補助金の資料を確認の上で算定した結果、可能であろうと判断して提示しています。

参加者H : 現在の給料の算定の際に支援員の処遇改善等事業は含まれていますか。

市 : 含んでいません。

処遇改善に該当する条件が、午後 6 時 30 分を超えて開所していることなどがあり、市内のクラブは満たさないためです。

参加者A : 役職手当にある会計というのは、運営協議会内での会計かクラブ内での会計かどちらでしょうか。

市 : クラブ内の会計です。

おやつ代や行事費等は、運営協議会から交付された運営補助金を活用して、クラブごとに行うので、その会計を支援員に行っていただく負担に対する手当です。

参加者A : 保護者が行っている会計を支援員が行うということですか。

市 : そのとおりです。支援員の方の給料等の支払事務などは運営協議会で担うことになりますが、おやつ代等の支出はクラブで行っていただくことになります。

参加者A : 運営協議会に加入すれば基本的にこの給料体系で進むという認識でよろしいですか。

市 : そのとおりです。

参加者B : 交通費は自動車であっても公共交通機関であっても距離ですか。

市 : 自家用車などは距離ですが、公共交通機関は定期券などです。

他に質問等はございませんか。

質問等なし

市 : 続きまして、次第 7 にある今回の議事録等の公表及び次回の進め方についてです。次回の説明会は 7 月 29 日 (木) を予定させていただいております。その中で本日お示しした総則 (クラブの育成支援、障害のある児童、防災及び防犯対策、要望及び苦情対応、支援員等の研修) についてご意見等をいただき、承認されれば決定となります。今回ご説明したもので総則についての説明は、終了となります。

次回で総則 (クラブの育成支援、障害のある児童、防災及び防犯対策、要望及び苦情対応、支援員等の研修) が決定されれば、運営協議会への加入について 8 月末か 9 月上旬までを期限として検討していただくよう案内をさせていただく予定です。秋以降になりますと市の予算の編成もあり、加入いただけるクラブの数によって、必要な経費も変わってきますので、それまでに意思表示していただきたいと思います。

参加者 E : 市の方が各クラブの保護者に説明いただけませんか。

市 : 運営協議会へ加入していただくとすれば、クラブの保護者に対して行うこともできると思います。

参加者 E : 最終的な加入の判断前に市から各クラブの保護者会に説明していただくことはできませんか。

市 : クラブは市内に 11 か所ありますので、各クラブの代表者に本説明会に来ていただいて各クラブの関係者にお伝えいただきたいと思いますと考えています。

参加者 E : 加入後であれば来ていただけるのですか。

市 : 今後の手続きの話もありますので、説明にうかがえると思います。しかし、加入いただいたからといって支援内容は、現在と大きくは変わらないと認識いただきたいと思います。

参加者 C : 支援内容は変わらないと言っているが、支援員は出勤時間も早くなるし、土曜日でも出勤しなけばならないし、支援員の負担は増えると思います。メリットばかり言われると説明会に来られていない保護者は利用料も下がるし、開所時間も長くなるし、運営協議会に加入したいと思うようになるので、支援員へのデメリットが伝わらないのは困ります。

市 : 延長利用や土曜日開所については、以前から説明させていただいているように市として実施していただきたいと思いますと考えています。

運営協議会設立は保護者の負担を解消しようというのが目的です。それに伴い、保護者がクラブを利用しやすいように開所日数や延長利用を設定し、支援員等の処遇も改善できればということで進めています。その点をご理解いただきたいと思います。

総則の中で開所時間等を定めていますので、運営協議会に移行することによってクラブの運営が締め付けられるのではないかと不安を持たれている方もいらっしゃると思いますが、クラブで実施している支援内容は、運営協議会移行後も基本的には踏襲していただきたいと思います、市としても思っております。運営協議会に加入すれば、今までしていただいていた支援内容ができないというのではなく、現在まで協議してきた総則を逸脱しない限り、今まで通りしていただけるようにしたいと考えています。

支援員等には負担となりますが、以前から説明させていただいているようにシフトなどでカバーをしていただきたいと考えています。

参加者 C : 土曜日や延長利用での勤務を拒否できる契約はできますか。

市 : 総則に基づいて運営していきますので、誰かが拒否したとしてもカバーできればいいですが、土曜日や延長利用の勤務を拒否できるとすると全体でのつりあいが取れなくなるので、そのような契約は困難であると考えられます。

参加者 C : 運営協議会は何か所のクラブが加入すれば、発足されるのか基準はあるのですか。

市 : 現在そういった基準はありませんが、加入するクラブが 1 つか 2 つだけだとすると運営協議会としての効果がないので、より多くのクラブが加入できるように協議を続けていくべきではないかと考えています。

参加者 I : 前回から説明会に参加し、皆様の真剣な質問を聞かせていただきまして、現在、学童保育所を利用したくても利用できていない保護者の方にとっても支援内容などの条件がよくなるので、今後学童保育所に注目されると思います。支援員の方にとっても働きたいという方は、喜んでおられると思います。心配な声もあったと思いますが、シフトで何とか対応いただければ、大和郡山市もすごく子育てしやすい街になると思います。

「支援内容が変わらない」とおっしゃっていることは、私なりに解釈いたしますとおやつや行事といった支援内容などに関することは今まで通りであると思っております。

市 : おっしゃるとおりです。

現在各クラブで工夫していただいていますおやつや行事などがあると思います。経費は無制限ではなく、おやつ代や行事費が人数割でクラブに交付されることになると思いますので、その中で現在実施いただいている特色のある支援内容を継続して行っていくようにしたいと思います。

参加者 J : 行事費が大体いくらになりますか。

市 : 現在は加入クラブの規模が不明であるので、出せていません。極端に高い行事費やおやつ代のクラブもあるのですが、他の経費を見ながら配分させていただくことになります。

参加者 A : 運営協議会費 300 円というのは、運営協議会の運営費に使われるということですか。

市 : そのとおりです。

参加者 A : 直接クラブの利用にかかわらないお金で 300 円かかるのですか。

市 : そのとおりです。

参加者 A : 運営協議会の運営費が足りなくなった場合、利用料が運営協議会の運営費にまわることはないのですか。

市 : ないようにしたいと思います。

参加者 F : 全体として利用料が下がり収入が減り、人件費等の支出が増えますが、それでも運営協議会が運営できるというのはなぜですか。

- 市 : 市への補助金の申請や精算をしていただいている書類を確認させていただいて、児童や事業費はいくらくらいで推移するか、土曜日の利用者は何パーセントだろうということを想定して収入を算出し、人件費等の支出を想定し、算定させていただいています。
- 参加者 F : 収入は増えるのでしょうか。
- 市 : 市からの補助金は増えます。また 250 日以上開所したり、延長利用を実施すると国の補助金も高くなるので、それも見込んでいます。
- 参加者 K : 先程支援員の話の中で、正規支援員、非正規支援員、補助員がありました。非正規支援員が正規支援員の収入を超えたとしても正規支援員になることはありませんか。正規と非正規というのは、一般的な意味は異なり、名称としての取扱いですよね。
- 市 : 常勤として月額で給料を受け取る方を正規支援員、非常勤として時間給で給料を受け取る方を非正規支援員としています。そのため、仮に非正規支援員の収入が正規支援員の収入を超えたとしても、非正規支援員が正規支援員になることはありません。

閉会 午後 8 時 45 分